

庁議付議事案書

開催・令和2年3月19日

所管部課	企画財政部 企画課	部長	田代 雄己	
件名	東大和市事務決裁規程の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則 東大和市支出負担行為手続規程、東大和市会計事務規則			
部課機関	企画財政部財政課、総務部職員課、子育て支援部保育課、子育て支援部青少年課			
1 要旨	以下の理由から、東大和市事務決裁規程の一部改正を行うものである。			
	<p>① 平成31年3月29日付けで地方自治法施行規則の一部を改正する省令が公布され、会計年度任用職員制度が導入されるとともに、歳出予算に係る節の区分について「7節 賃金」が削除されるため。</p> <p>② 令和2年4月1日からの学童保育所の民間委託化により、市における学童保育所における児童の間食に要する経費の資金前途（概算払）及び精算（報告）の事務が不要となるため。</p> <p>③ 民間保育園運営委託料の支出について、副市長決裁以上（500万円以上）については、主管部長決裁としていることを明確にするため。</p>			
(1) 主な改正内容	<p>① 別表第1の庶務関係決裁区分について、事務の種類の人事のうち「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改め、当該事務の副市長の専決事項「臨時職員の任免」を「会計年度任用職員の任免」に改める。</p> <p>また、別表第2の支出負担行為・支出命令関係決裁区分のうち「7節 賃金」を削除し、「8節 報償費」から「28節 繰出金」までの節区分を繰り上げ、同表備考3の第5号「賃金」を削除する。</p> <p>② 別表第2備考6の項ただし書「ただし、学童保育所における児童の間食に要する経費の精算（報告）については、主管部長決裁とする。」を削除する。</p> <p>③ 別表第2備考12の項「民間保育園運営委託料の支出負担行為は、主管部長決裁とする」を「民間保育園運営委託料の支出負担行為は、支出負担行為額が500万円以上であっても、主管部長決裁とする」に改める。</p> <p>※その他、第3条の「意義」を「用語の意義」に改める等、所要の文言整理を行う。</p>			
(2) 施行日	<p>令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条及び別表第2備考12の項の改正規定は、決裁日から施行する。</p> <p>また、施行日前に資金前渡（概算払）を受けた学童保育所における児童の間食に要する経費の精算（報告）に係る決裁区分については、従前の例による。</p>			
(3) 影響及び効果	地方自治法施行規則との整合及び各課の事務・事業の円滑な執行等が図られる。			
2 経過（現時点に至るまでの経過）	文書課による事前審査済み。			
3 留意事項（問題点等）	特になし。			
4 主管部処理案（検討結果等）	府議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。			
5 審議結果				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。